

## 公衆浴場設備整備・修繕支援事業 申請要領（電子申請）

本要領は、「令和7年度保健医療部補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）及び同要綱別表「公衆浴場設備整備・修繕支援事業」に基づき、申請手続等に必要な事項を申請者向けに整理したものです。電子申請による手続きの詳細は、兵庫県電子申請システム操作手順書システム利用者用（アカウント作成、ログイン）及び電子申請システム補助金申請システム操作手順書を参考にしてください。

要綱、マニュアル、様式等は県ホームページを参照してください。

### 1 補助金概要

本補助金は、一般公衆浴場を対象に、設備整備又は修繕等に要する経費の一部を補助する。

補助率 1 / 2（補助額上限 100 万円（基準額上限 200 万円の 1/2））

### 2 事業の目的

物価上昇の厳しい経済環境において、公衆浴場の経営環境悪化を防止し、地域住民が清潔で快適に利用できる施設環境の維持を図るため、設備整備・修繕等に要する経費を支援することを目的とする。

### 3 対象者

次のすべての要件を満たす事業者とする。

- (1) 申請日時時点で、公衆浴場法に基づく一般公衆浴場の営業許可を有していること
- (2) 申請店舗において、営業実態があること
- (3) 申請日以降も、当該店舗の営業を継続する意思があること
- (4) 令和7年1月以降の物価高騰の影響を受けていること
- (5) 暴力団等に該当しないこと（要綱第4条関係）

### 4 補助対象経費

公衆浴場の維持管理に必要な次の経費を対象とする（税抜金額）。

- (1) 設備（ボイラー、浴槽設備、換気設備 等）の修繕費
- (2) 備品購入費（利用者向け設備、衛生設備、運営に必要な備品）
- (3) 衛生向上のための経費
- (4) その他、知事が必要と認める経費

※ 令和8年4月1日以降に支払った費用（交付申請前の支払いも可）

※ 寄付、他の自治体等から同様の補助金を受けている経費は原則対象外とし、当該備品等経費は計上しないこと

※ 対象・対象外経費の品目は、別表（対象品目一覧等）を参照

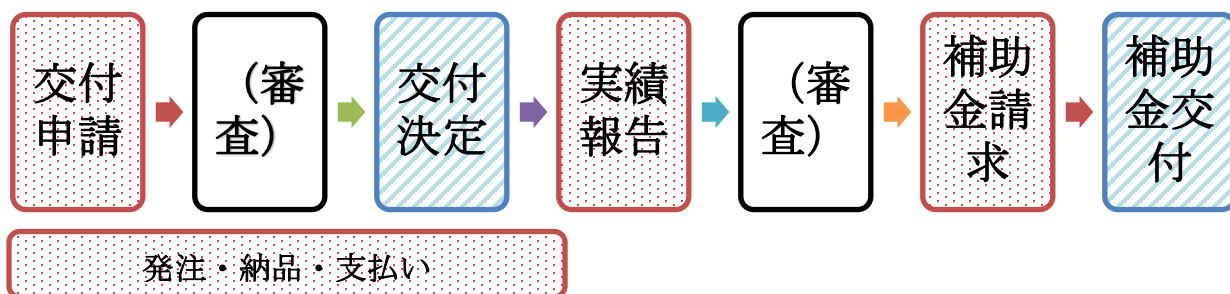
## 5 補助金額の算定

補助金の額は、次の手順により算定する。

- (1) 「基準額」の200万円と「支出予定額」を比較し、少ない方の額を選定額とする
- (2) 上記(1)の額と、「総事業費から寄付金その他の収入を控除した額」を比較し、少ない方の額を補助対象額とする
- (3) 補助対象額に補助率（1／2）を乗じた額を補助金額（県補助所要額）とする
- (4) 補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てる

## 6 申請等手続き

### 概要



※ 赤ドット柄は事業者手続き、青斜線柄は県手続き

### 6-1 交付申請

- (1) 申請先：兵庫県電子申請システム

(<https://a-hyogo.pref.hyogo.lg.jp/>)

補助金申請＞公衆浴場設備整備・修繕支援事業 にアクセス

- (2) 申請期限：令和8年11月30日まで

- (3) 申請方法：

- ① 「兵庫県電子申請システム」の「手続き一覧」から「補助金申請」に進む。本補助金名を確認して「次へ」進む。案内に従って入力及び添付書類のアップロードを行い「申請」に進み完了。
- ② 経費所要額調書（様式1）・事業計画書（様式2）を添付
- ③ 通帳又はキャッシュカードの写し（口座確認用）を添付
- ④ そのほか、県から指示があった書類



## ※ 電子申請する際の注意事項

申請者について、兵庫県電子申請システムのIDが無い場合は、案内に従って電子申請システムのIDを作成する。（※1）

申請者は、公衆浴場営業者とし、補助金振込先口座の名義も同一とすること。異なる場合は、システム委任又（※2）は委任状を添付する。委任状には、年月日、委任者（公衆浴場営業者名）、委任内容（補助金申請手続き等）、委任先（住所・氏名・電話・メールアドレス）を記載する。

様式1の経費所要額調について、上記5の手順で記載する。

様式2の事業計画書について、各項目に記載する。「税抜き額（対象経費）」の小計は、様式1の「総事業費（A）」と一致させること。

※1 「兵庫県電子申請システム操作手順書システム利用者用」を参照してください。

※2 営業者及び申請者両者がIDを作成し、システム上で委任手続きを行ってください。詳細は「電子申請システム補助金申請システム操作手順書」P35の4-2「代理申請 システムを利用しての委任」を参照してください。

## 6-2 審査

申請書類の審査中に、内容に不明な点、訂正を要する箇所があれば、メールで不備連絡があるので対応すること。

審査は、月に2回程度行われる。

## 6-3 実績報告

補助事業完了後30日以内、又は、令和9年1月31日のいずれか早い日までに、申請同様に兵庫県電子申請システムで「実績報告」入力する。

- (1) 補助金申請ページにおいて、「申請一覧」を選択し、年度「指定なし」を選択し「検索」する。リストから申請中の当該補助金の「詳細」に進み、ページ上部の「実績報告」に進む。実績報告画面の案内に従って入力及び添付書類のアップロードを行い「申請」に進み完了。
- (2) 実績報告書（様式4）を添付
- (3) 経費所要額精算書（様式3）を添付
- (4) 支払を証する書類（見積書、領収書等）を添付
- (5) 写真（1品目あたり10万円以上の費用を要した修繕・購入等のもの）を添付
- (6) そのほか、県から指示があった書類を添付

} 申請時の様式1又は様式2と同様の方法で実績額を記載

## 6-4 補助金請求

実績報告時に、「請求書提出」を同意することで完了する。

## 7 変更・中止・廃止

補助事業の内容に変更等が生じる場合は、要綱第7条又は第8条の規定に基づき、事前に所定の手続を行う必要がある。

※ 補助金額に増額が生じない経費配分の変更や、事業の目的・効果に影響を及ぼさない軽微な事業内容の変更については、変更手続を要しない。

## 8 財産処分の制限

取得又は効用の増加した財産の取得価額が50万円以上の場合は、要綱第19条に基づき、処分制限期間中（5年）に処分等を行う際は知事の承認が必要。

また、当該財産の台帳を整備し、保存する。

## 9 交付決定の取消し・返還等

補助金の交付決定を受けた後であっても、法令・要綱・本要領の規定に違反した場合や、補助金を目的外に使用した場合、不正な行為があった場合等には、補助金の交付決定の全部又は一部が取消され、すでに交付した補助金の返還を求めることがある。

## 10 その他

本補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、翌年度から5年間保存する。

本補助金に関して国から指示があった場合は、当該指示に従う必要がある。

## 11 問い合わせ先

兵庫県保健医療部生活衛生課環境衛生班

住所 650-8567 神戸市中央区下山手通り 5-10-1

Tel 078-341-7711 (内線 73886 又は 79318)

(平日 9時～12時、13時～17時)

Mail [seikatsueiseika@pref.hyogo.lg.jp](mailto:seikatsueiseika@pref.hyogo.lg.jp) (件名に【公衆浴場補助金】の旨を記載ください)

## 別表 対象品目一覧表

※ 本表は例示であり、実際の採否は要綱及び関係書類による審査結果により判断します。

区分	具体例（例示）
設備修繕費	ボイラー、熱交換器、浴槽循環ポンプ、配管、換気設備、ろ過機、排水槽・グリストラップ、浴室床材、換気ダクト、蛇口、サウナ室用ストーブ等の修繕・交換費用
備品購入費	ドライヤー、脱衣かご、ロッカー、マット、待合椅子、両替機、自動精算機、洗い場椅子、サウナ用温湿度計、清掃用具、パソコン関連機器（1台まで）などの購入費用
衛生向上・維持管理費	消毒機器、高機能フィルター、除菌・脱臭装置、衛生管理機器、配管洗浄等（業者発注、薬品購入含む）、浴槽水質検査、浴室内カビ防止コーティングに要した費用
その他	節水・省エネ機器（LED照明、省エネポンプ等）購入等、知事が必要と認めるもの

対象外経費の例示	従業員の人件費、事務所家賃・光熱水費、広告宣伝費（チラシ・HP制作）、外壁塗装、駐車場舗装工事、屋根補修（漏水原因に関係ない大規模もの）、インターネット回線料金・通信費、別途料金徴収を行う消耗品（飲食物、かみそり、シャンプー等）、観葉植物、美術品（絵画・装飾品）、衛生向上・維持に関連しない消耗品（トイレトーパー、使い捨てタオル等）
----------	--